

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 平成 30 年 6 月 14 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 6 月 21 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 7 日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和 2 年 7 月 22 日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、民間及び国（JSC を含む）所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は必須である。</p> <p>(令和 2 年 7 月 22 日 契約変更に伴う確認・追記) なお、設置済みの陸上競技施設を一旦撤去して返却し、再設置すると、来年 4 月に予定されている陸上競技のテストイベントに間に合わないため借用を継続する。既に工事が着手されている施設は、延期に伴い、施設の借用を継続した場合と一度返却し仮設物を撤去・再設置した場合との経済比較を行った結果、前者の方が経済合理性があることを確認している。</p>	
	<p>必要性</p>	
	<p>効率性</p>	
	<p>本事業は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p>	

	納 得 性	<p>本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年7月22日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 平成 31 年 1 月 10 日

東京都作業部会確認年月日 平成 31 年 2 月 13 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 7 日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和 2 年 7 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、民間所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。</p>	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<p>大会運営上、柔道・空手競技会場である日本武道館の確保は必須である。</p> <p>(令和 2 年 7 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>・大会の延期の決定を受け、既に使用について合意していた令和 2 年 7 月から 9 月までの期間は返却し、改めて令和 3 年 4 月 16 日から 9 月までを借用するものとする。</p>	
	<p>本事業は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設の使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p> <p>(令和 2 年 7 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>既に実施した館内の陥穽工事や配管埋設工事について、日本武道館の興行に支障のない範囲で復旧せずに存置することで、令和 3 年 4 月の工事工程を縮減し、借用期間を短縮している。</p>	

	納 得 性	<p>本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年7月29日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>変更後の借用期間に対する営業補償額について、改めて「借上財産評定委員会」における評定を実施し、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年7月29日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和元年 12 月 25 日

東京都作業部会確認年月日 令和 2 年 1 月 15 日

(使用期間変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 7 日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（札幌ドーム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は本大会におけるサッカー会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。 ・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 ・バラ経費はなし。 <p>(令和 2 年 7 月 2 9 日 使用期間変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、サッカー会場の確保は必須である。 <p>(令和 2 年 7 月 2 9 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会延期の決定を受け、札幌ドームの営業に支障が生じないよう設置済みの仮設物を撤去する必要があった。 ・一方で、札幌ドームの営業に支障がない仮設プレハブについては、撤去・再設置する場合と残置する場合とで経済比較したところ、残置する場合の費用が安価となることが判明した。 ・2019 年 12 月 16 日開催の借上財産評定委員会において報告した使用期間は、2020 年 8 月 16 日までであった。しかしながら、当該仮設プレハブを残置することで 2020 年 8 月 17 日以降も会場使用料が発生することから、2020 年 7 月 29 日開催の借上財産評定委員会において、2021 年 8 月 15 日までの使用期間に係る会場使用料を報告した。 	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の使用範囲は、関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 <p>(令和 2 年 7 月 2 9 日 使用期間変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費を最小限にするよう仮設物の残置面積を精査している。
効率性		

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の会場使用料については、「札幌ドーム条例」等に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年7月29日 使用期間変更に伴う確認・追記) ・変更後の使用期間に係る会場使用料について、改めて「借上財産評定委員会」に報告し、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年7月29日 使用期間変更に伴う確認・追記) ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和元年 12月 6日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 12月 17日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年6月19日)

(新規契約に伴う再確認日 令和2年8月7日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（宮城スタジアム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は本大会におけるサッカー会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。 ・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 ・バラ経費はなし。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) ・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 (令和2年7月29日 新規契約に伴う確認・追記) ・令和2年10月1日から令和3年3月31日までの会場使用料は、延期に伴う追加経費に該当し、現時点で取扱いは未定である。 ・令和3年4月1日から令和3年9月30日までの会場使用料は、既存経費であるため、東京都が負担する事項と考える。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。 	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、サッカー会場(宮城スタジアムほか、宮城県総合運動公園内駐車場の一部)の確保は必須である。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) ・なお、今回の契約変更は、大会の延期の決定を受け、令和2年6月から指定管理者による宮城スタジアムの一般利用再開が決定したため、一般利用に支障となる仮設物を令和2年5月末までに完了すべく撤去する必要があった。 ・一方で、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、(一般利用に支障の無い仮設物を)残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることが判明した。 ・これらの状況から、令和2年6月以降に現行契約を継続すると、5月中に仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、6月から借上げ予定の場所に係る不要な使用料が発生するため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める必要がある。 (令和2年7月29日 新規契約に伴う確認・追記) ・令和2年10月1日から令和3年3月31日までは、仮設物の残置に必要な会場使用料が発生し、令和3年4月1日から令和3年9月30日までは、大会開催に必要な会場使用料が発生する。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の使用範囲は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) ・契約の変更については、残置する仮設物が確定するのが令和2年5月末日であるため、令和2年6月以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の会場使用料については、「県立都市公園条例」(昭和三十四年七月十六日 宮城県条例第二十一号)に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) ・契約の変更について、残置面積確定直後の令和2年6月からとすることにより、経費の削減に努めている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 2019年7月2日

東京都作業部会確認年月日 2019年7月10日

(使用許可の変更に伴う再確認日 2020年7月8日)

(使用許可等の変更に伴う再確認日 2回目 2020年8月7日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（江の島ヨットハーバー）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。</p> <p>V3 予算額の範囲内。パラ経費は該当なし。</p> <p>(令和 2 年 6 月 26 日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <p>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和 2 年 7 月 27 日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <p>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。</p> <p>(令和 2 年 6 月 26 日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <p>・使用許可の変更については、令和 2 年 7 月 15 日に仮設施設の一部撤去が完了するため、令和 2 年 7 月 16 日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。</p> <p>(令和 2 年 7 月 27 日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <p>・引き続き、組織委員会が借上げ手続きを担うこととしている。</p>	

<p>経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必 要 性</p>	<p>大会運営上、セーリング競技会場である江の島ヨットハーバーの確保は必須である。また、大会使用の用に供するため、施設内に保管されている既存艇を、一時的に外部へ移動する必要がある。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設所有者である神奈川県から湘南港の管理運営上支障するとして指示のあった仮設物の撤去工事を実施する必要がある、令和2年7月15日に撤去完了予定である。 令和2年7月16日以降に現行使用許可を継続すると、一部仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、翌年3月から借上げ予定の場所に係る不要な使用料が発生するため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める必要がある。 <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部仮設物を残置するため、令和2年7月16日付湘南港使用許可変更により返却を行わなかったエリアについて、同年8月31日から10月24日にかけて順次、使用許可期間が終了する。また、同様に仮設物を残置している江の島かもめ駐車場についても、同年10月24日に現行の普通財産貸付契約が終了する。現行手続上の使用終了日以降も、仮設物を引き続き会場内に存置するためには、使用期間を延長する変更手続を行う必要がある。 	
---	----------------------	--	--

	<p>効率性</p> <p>本事業は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設の使用期間及び既存艇の移動期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可の変更については、仮設施設の一部撤去が完了するのが令和2年7月15日であるため、令和2年7月16日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 ・なお、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、一部撤去を要する前述の仮設物以外の仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることを検証済みである。 <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で使用を延長する期間は、一旦、使用エリアが既に確定している令和3年2月28日までとし、3月1日以降の使用については再工事工程の検討が完了したのちに別途実施することにより、最小面積での借上げとなり、効率性が図られる。 	
	<p>納得性</p> <p>本事業の会場使用料については、各種法令・条例等に基づき使用料・占用料等を算定する。また、既存艇移動費については、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可の変更について、仮設施設の一部撤去完了翌日の令和2年7月16日からとすることにより、経費の削減に努めている。 <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点における使用許可の変更について、一旦、使用エリアが確定している令和3年2月28日までとすることにより、経費の削減に努めている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、延期に伴う追加経費については、現時点にお 	

	<p>いては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <p>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。